

令和2年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月30日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 11名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘
境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩
宮本久美子
4. 欠席委員 1名
齊藤英次
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 松下清史 鎌賀和夫
6. 議 事
(1) 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
(2) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
(3) 議案第38号 農用地利用集積計画の同意について
7. 報告
(1) 第13号 農地の賃貸借等の合意解約の報告について

上村局長 それでは定刻となりましたので令和2年第10回の総会を開催いたします。

本日は、農業委員12名中11名の出席で過半数以上ですので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 皆様ご承知のとおり10月場所において、正代関が優勝そして大関昇進と宇土市もとても盛り上がりました。しかし、コロナ禍の第2波、第3波が懸念されるところです。委員会でも情報交換会の開催をと思

っていますが、多人数となりますので、半数ずつでも会を開催できればと考えています。最後に、今回の改選により女性3名の委員が誕生しました。女性部長の設置が必要であり、協議頂きました結果、太田委員を部長としてお願いしましたのでご報告申し上げます。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、松下委員さんと鎌賀委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第36号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 1番について補足説明をさせていただきます。1番、申請地までの通作距離は約3キロメートルで、農業従事年数は32年、農機具も所有し、主たる作物は米、イチゴです。3条許可要件は満たしているものと思われま。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。
以上で議案第36号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第37号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。
申請番号1番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。申請人は古保里町に居住する個人で、従来より機械、資材保管場所が不足していたため今回の転用申請となりました。また、申請地は、10ha以上の農地の広がりあり第1種農地と思われませんが、不許可の例外である「農業用資材置場」に該当し許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。続きまして、申請番号2番について、確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。申請人はマイホーム建設のため申請となりました。申請地は500m以内に花園小学校及び花園幼稚園がたるため第3種農地となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。続きまして、申請番号3番について、確認委員の中村委員よりご説明をお願いします。

中村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。申請人は、熊本市で不動産業を営む法人で、当地周辺での開発事業のための資材置場の確保が急務となり、申請地が適地であるため今回の申請となりました。申請地は都市計画区域内の用途地域内で第3種農地となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。続きまして、申請番号4番について、確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。

加悦委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、申請地は傾斜地であるため排水に注意することと指導しました。以上です。

境議長 委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い

いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。申請人は、近隣で宗教法人を営み駐車場を探していたところ申請地が適地であったため今回の申請となりました。申請地から500m以内に市役所網田支所があり第2種農地となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。続きまして、申請番号5番について、確認委員の鎌賀委員よりご説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明します。申請人は、マイホームと倉庫建設地を求めていたところ申請地が適地であったため今回の申請となりました。申請地から300m以内に市役所網津支所があり第3種農地となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。以上で議案第37号について5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第38号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。これにつきましては、75番・76番は加悦委員の関連案件となっています。

宇土市農業委員会 会議規則 第12条において、『委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。』とありますので、まず、75番、76番を除いた案件を審議し、その後加悦委員に退場をお願いし、その後に75番・76番の審議を行います。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。11ページをご覧ください。
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。
それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。
番号65番から74番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく10件の貸借権の設定です。これらの内65番から70番は、既存の契約期間終了に伴う再契約です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。異議なしということですので、75番・76番を除く案件については同意します。
続きまして、75番・76番の審議にはいりますので加悦委員の退席を求めます。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは75番・76番についてご説明いたします。これらは農業経営基盤強化促進法に基づく2件の新たな貸借権の設定です。75番・76番については以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。異議なしということですので、75番・76番については同意します。
75番・76番審議が終了したので、加悦委員の入室を求めます。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 番号77番から87番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく11件の貸借権の設定です。

78番, 79番, 80番, 86番, 87番の借賃について, 1円単位と
なっているものがあります。これらは一つの契約で複数の農地の契約
を行っていますが, 借賃については1筆ごとに定めておられますので,
このような記載となっています。

13ページから15ページにおきまして, 利用権設定の状況を示して
います。13・14ページは, 今月の利用権設定による農地集積の状
況です。

また, 15ページの左側は今月の合計です。利用権の設定が6万9,
385㎡となっています。右側は1月から10月までの累計です。利
用権の設定は32万6, 325㎡, 所有権の移転は4, 850㎡とな
っています。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしとのことで議案第38号については承認いたします。続きま
して報告第13号「農地の賃貸借等の合意解約の報告について」事務
局より説明をお願いします。

事務局 ご説明します。16ページをお開き下さい。今月は, 7件, 全部で
14筆, 面積が22, 285㎡の解約となっています。以上です。

境議長 事務局からの説明が終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

事務局 異議なし。

境議長 異議なしですので, 報告13号は承認します。以上で予定しておりま
した案件はすべて承認いたしました。その他, 事務局から連絡事項
などありましたらお願いします。

事務局 事務局からはありません。

鎌賀副会長 以上で第10回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良 一 印

議事録署名人 松下 清史 印

議事録署名人 鎌賀 和夫 印